

令和4年度

国の予算編成に関する提案

令和3年11月

愛知県市長会

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について | 1 |
| 2. 地震・津波等災害防災対策の充実強化について | 5 |
| 3. 福祉・保健・医療施策の充実強化について | 8 |
| 4. 都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について | 14 |
| 5. 教育・文化施策の充実強化について | 21 |

第1 地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(人事院、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

1 国と都市自治体との協議及び地方制度改革の推進について

(1) 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、国と地方の協議の場の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

(2) 都市自治体が地域の総合的な行政主体として自立した都市経営を行うため、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、道州制導入も含めた地方制度改革を推進や特別自治市などの新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

2 地方創生推進交付金について

地域再生計画の認定に基づく地方創生推進交付金について、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度となるよう諸要件を緩和し、地方版総合戦略の趣旨に沿った施策を継続的に実施できるよう財政措置を講じること。

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援について

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和4年度以降も十分な交付額を確保するとともに、本年度を含め感染状況や経済状況に合わせて柔軟に追加配分を行うなど適切な財政措置を講じること。また、交付手続きを可能な限り簡素化するなど、事務全般の業務軽減に配慮するとともに、実施計画の内容変更や繰越要件の緩和等、弾力的に対応すること。

(2) 都市自治体の財政状況に応じた新たな地方債の創設など、適切な財政支援を行うこと。

4 ポストコロナ社会に向けた施策の実施について

ポストコロナ社会に向けた地域経済活性化のための多種多様な施策を実施すること。

5 地方税財政の充実強化について

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により税収減が見込まれる中でも、行政サービスを維持するために財政支援の継続・拡充をすること。

(2) 地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼らず、法定率の引上げ等

- の必要な措置を図ること。
- (3) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。
 - (4) 国が自ら行う施策や制度改正等に基づく施策及び事業における地方の財政負担分については、地方交付税措置にとどめることなく、地方負担が発生しないよう交付金等の特定財源による財政支援を行うこと。
 - (5) 令和4年度税制改正等において、経済対策等の政策的な減税措置を講じる場合は、地方の意見を十分反映した上、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、減税措置による減収に対しては確実に全額国費で補填すること。また、財政措置にあたっては、交付等の基本スキームについて、早期の情報提供を図ること。
 - (6) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税割税率の引下げにより、都市自治体が取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税割税率の引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みの検討を行うこと。
 - (7) ふるさと納税による個人住民税減収分に関し、交付税上、減収分全額を算定し、普通交付税の交付団体、不交付団体間における公平な補填を実現すること。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度における所得税控除相当額の減収に関し、全額補填すること。
 - (8) 耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置について、現行制度で令和3年度末までとされている工事期間を、少なくとも令和7年度末まで延長すること。
 - (9) 国有資産等所在市町村交付金について、管理形態が指定管理や業務委託等の場合には交付対象外とされているが、使用実態、受益の関係に応じて、管理形態に関係なく交付を行うこと。
 - (10) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

6 公共施設等適正管理推進事業債の継続及び拡充について

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進にあたっては、各施設の耐用年数等を見据えた長期的な視点から長寿命化、転用、集約化・複合化等の事業を構想する必要があることから、事業の実施に係る財政支援策である当該事業債については、今後も長期的に継続すること。

また、公債費による将来負担を軽減するため、当該事業債の地方交付税措置率を引き上げる

こと。

7 市庁舎建て替えに係る支援制度の創設について

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進にあたっては、各施設の耐用年数等を見据えた長期的な視点から長寿命化、転用、集約化・複合化等の事業を構想する必要があることから、事業の実施に係る財政支援策である当該事業債については、今後も長期的に継続すること。

また、公債費による将来負担を軽減するため、当該事業債の地方交付税措置率を引き上げること。

8. 地域少子化対策重点推進交付金の予算確保について

日本の喫緊の課題である少子化対策として実施される結婚新生活支援事業に係る地域少子化対策重点推進交付金について、十分な財政措置を講じること。

9. 都市自治体のデジタル化の推進について

- (1) 国のデジタル・ガバメント実行計画に明記されている地方公共団体の情報システムの標準化に伴う利用環境や接続回線の選定、セキュリティ対策、標準化後の法改正対応等の運用についての情報が公開されていないため、詳細な情報や確定した情報等を速やかに提供すること。
- (2) 東京圏への一極集中を緩和し多極分散型社会へ対応するため、地方創生テレワーク交付金を継続するとともに、テレワーク拠点を利用する企業等へ利用料を支援する制度を拡充すること。
- (3) デジタル社会の実現は国家的事業であることを踏まえ、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費については、都市自治体に経費負担が生じることがないように、全額国庫負担とし、十分な財政措置を講じること。

10. 犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について

- (1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財源措置を講じること。
- (2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

11. 多文化共生施策の推進について

外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体の実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。加えて法務省の総合調整機能の下、実効性のある省庁横断的な多文化共生政策を強力

に推進すること。

1 2. 外国人の在留期間更新許可申請について

在留期間更新許可申請の資料として、在留資格の特定技能に定めている国民健康保険料(税)の納付状況を証する文書を、年間の収入及び納税額に関する証明書に加え、提出資料とするよう法改正を行うこと。

1 3. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

認可地縁団体名義への不動産の移転登記手続が円滑に遂行できるよう、特例の対象要件の見直しを図ること。

1 4. 人事院勧告における地域手当支給地域について

人事院勧告における地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圈等の実態を考慮した指定とするとともに、社会経済状況の激変への対応を図るため、10年ごととされている見直しの期間を3年程度とすること。

1 5. 国勢調査等各種統計調査の調査方法について

各種統計調査について、国又は県による一括での民間業務委託や、すべて郵送による調査方法を検討するとともに、調査票の多言語化を一層進めるなど、外国人に配慮した調査方法を構築すること。また、調査員確保のため、調査員報酬の引上げを行うこと。

第2 地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等の予防防災事業を更に推進すること。特に、土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂池等の整備を重点的に進めること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保を行うとともに、財政措置の拡充を講じること。

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難対象地域を有する各市町村の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関や企業等の対応について一律的な方針を示すとともに、所管省庁において関係機関への周知徹底を図ること。

3. 河川改修事業等の推進について

- (1) 流域治水への取組として、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、流域貯留浸透事業を推進できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和すること。
- (2) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進すること。また、準用河川改修事業の予算確保とともに補助対象要件を緩和すること。更に、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備に対する支援を行うこと。
- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による河川改修事業等の事前防災対策の推進を強力に図ること。
- (4) 日光川河口への新たな排水機場の増設に対する財政支援を講じること。

4. 土石流災害対策の強化について

- (1) 全国の盛土の安全点検結果を踏まえ、関係府省が連携・情報共有する仕組みを早急に構築し、盛土に係る土石流災害について、総合的な発生防止対策を講じること。
- (2) 建設工事等の際に発生する建設発生土について、土砂の発生・運搬・埋立てに関係する事業者に対し、罰則強化を含めた統一した規制を定める法整備を行い、適正な処理を推進すること。

(3) 河川上流域の土石流災害を防止するため、砂防施設整備を推進し、早期完了すること。

5. 防災重点農業用ため池整備に係る推進交付金の創設について

決壊すると下流に甚大な影響が懸念される「防災重点農業用ため池」については、緊急的に事業を推進する必要があるため、人材確保が不可欠であるため、不足する技術者や事務職員等の人件費に充当できる推進交付金を創設すること。

6. 被災住宅の再建に係る支援制度の拡充について

被災住宅の迅速な再建のため、被災者生活再建支援金の更なる拡充を図ること。また、保険への加入を促進するため、地震保険料控除額の拡充に加え、水害を対象とした場合についても保険料を控除するなど制度の拡充を図ること。

7. 木造住宅耐震対策の拡充について

木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であることから、寝室など部分的に補強する耐震改修制度を新設するなど、耐震改修等制度の拡充を図ること。

8. 消防設備整備に係る財政支援の拡充について

大規模災害や各種災害に的確に対応するため、常備消防力等の充実強化に関する整備費用について、国庫補助金の対象範囲を拡充し、予算を確保すること。

9. 非常備消防体制の充実強化について

消防団の強化のため、消防ポンプ自動車の整備・更新が継続的にできるよう、交付税措置等を拡充すること。

10. 住宅用火災警報器の新規設置及び更新に係る補助制度の創設について

住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の新規設置及び本体交換費用に要する新たな補助制度を創設すること。

11. 上水道施設の耐震化更新事業に対する支援について

災害時においても安定した水道水の供給を行う必要があるため、老朽化した水道施設の耐震化整備に関する生活基盤施設耐震化等交付金について、資本単価が90円/m³以上であることとする要件等の採択基準を緩和すること。

12. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の防災活動支援事業の継続について

避難所においては、新型コロナウイルス感染症に対する三密回避や感染者対応等に対する新たな備蓄品等が必要となっているため、防災活動支援事業に関する交付金事業を継続すること。

第3 福祉・保健・医療施策の充実強化について

(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省)

1 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図った上で、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。
- (2) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。
- (3) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (4) 未就学児までとした軽減範囲及び均等割保険料（税）の最大5割とした軽減割合について更に拡充すること。
- (5) 国民健康保険法（第65条第3項）による不正利得の徴収等について、返還金等の回収に係る手続きを簡素化し、保険者が確実に回収できるよう、介護保険法（第22条第3項）の規定同様、地方税の滞納処分の場合によることを可能とする徴収金に位置付けるよう法改正を行うこと。
- (6) 国民健康保険の都道府県単位化は、財政運営の責任を担う主体を都道府県とする一方、保険料の賦課徴収、給付、保健事業の実施などは市町村が担う役割分担的な仕組みであることから、都道府県が全体の責任を負うことが明確となるような制度運用とすること。

2. 家族介護手当支給事業に係る助成制度の創設について

各都市自治体が独自に実施している家族介護手当支給事業について、都市自治体の財政規模による助成格差を解消するため、財政支援を含め、国の主導による事業とすること。

3. 養護老人ホームの施設運営に係る財政支援について

入居者の減少や施設の老朽化などにより、都市自治体の財政負担が非常に大きくなっているため、財政措置を講じること。

4. 認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

5. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

(1) 安心して質の高い地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じるとともに、医師・看護師不足や地域間・診療科間の偏在の解消、周産期医療や救急医療の確保等の対策を強化すること。

また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

(2) 新専門医制度の実施により、大都市への専攻医の集中がみられることから、国を挙げての医師偏在対策を講じるとともに、臨床研修医の地域への適正配置や充実した臨床研修体制の整備を促進すること。

また、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、引き続き国が主体的に関与すること。

(3) 地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、へき地医療勤務の義務化、地域の基幹病院へのローテーション体制や派遣体制の確立、過疎地域での地元出身医師の養成（大学医学部における地域枠制度の維持）など地域の医療格差縮小に一層の支援を行うこと。

(4) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。

(5) 都市自治体における保健師等専門職員確保のため、大学や専門職養成教育機関等に対し、都市自治体への就業について広報等で働きかけること。また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

(6) 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用は医師の労働環境の改善及び地域への定着につながるが、引き続き地域の医療が十分に確保されるよう、地域の実態を踏まえて慎重な検討を行うこと。

(7) 社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされていることから、医療機関の消費税負担分は社会保険診療報酬等に反映されることになるが、過去の消費税率引上げ時の補填不足や、個別の医療機関の仕入構成の違いによる補填の過不足が生じる等の課題も残っているため、速やかに現行制度から軽減税率方式（免税制度、ゼロ税率等）に転換するなど、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。

6. 予防接種事業について

(1) 風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充すること。特に、先天性風しん症候群（CRS）対策である「妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等」に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。

- (2) 小児を対象とした、おたふくかぜ予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

7. 歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を引き下げ、5歳刻みとするとともに、新たに妊産婦を加え、検診対象を拡大すること。

8. 「健康寿命」に関する政策指標について

都府県が「健康寿命」に関する政策指標として活用できるよう、全国統一した指標を定め、定期的に市町村ごとのデータを公表すること。

9. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育希望者の増加により、認定こども園の施設整備がさらに必要となるため、地方交付税措置に加え、認定こども園の施設整備に係る補助制度を内閣府に統合するなど、制度の一本化を図るとともに、その補助率については厚生労働省に合わせ2/3とすること。

また、既存の公立認定こども園の保育所部分整備に対しても、財政支援を講じること。

- (2) 施設整備の拡大を図ることで必要となる人材を確保するとともに、保育の質の確保に必要な対策を行うこと。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い都府県の財政運営や待機児童対策に過度な負担が生じることがないように、国の責任において確実な財源確保と地方財政措置を講じること。

- (3) 幼児教育・保育の無償化に伴う都府県・施設の業務及び財政負担の増加に対し、事務費補助制度を延長するなど、財政支援を講じること。
- (4) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園預かり保育需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。
- (5) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始年齢が利用施設によって異なるため無償化開始の年齢を統一すること。
- (6) 年度途中に増加する0歳児の入所希望に対応するため、保育士を年度当初から配置する費用について、補助制度を創設すること。

また、外国人児童や障がいのある児童を一定数受け入れる保育所に対する財政支援

を講じること。

10. 待機児童解消への支援について

育児・介護休業法で定める育児休業について、子育て環境の充実や都市自治体の事務軽減などのために現行の最大1年から2年に延長すること。

また、在宅で子育てをしている世帯に関しては、税の公平性を配慮し、課税の軽減を行うなど財政支援を講じること。

11. 保育士の確保及び処遇改善に向けた取組強化について

- (1) 「保育士宿舎借り上げ支援事業」において、実施主体となるための要件である「子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村」を緩和し、全ての都市自治体を対象とすること。
- (2) 私立認可保育所では、保育士の確保について厳しい状況が続いており、魅力向上を図るための処遇改善、離職率を下げるための勤務条件の緩和や業務負担の軽減等、職場環境の改善が求められている。引き続き、保育士等の人材確保及び処遇改善を図るため、保育士等の給与が他の職種と比べ適切な水準となるよう公定価格の引上げや公定価格における基本分単価及び処遇改善加算について、地域の実態を踏まえた見直しを行い、十分な財政措置を講じること。

12. 保育所等におけるICT化推進に係る補助事業の拡充について

「保育対策総合支援事業」の補助対象について、システム導入費用のみならず、月々の利用料などの運用費用も対象とすること。

また、公立施設においてもICT化の導入等に係る費用については、財政力指数に関わらず全ての市町村を補助対象とすること。

13. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 子ども・子育て支援交付金に係る補助基準額をクラブ運営経費に見合うよう増額すること。
また、年間開所日数250日以上は、実際の年間平日日数との乖離があるため見直すとともに、開所日数に応じた区分をさらに細分化して、補助基準額を設定すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業において学校の余裕教室等を活用するために障壁となっている建築基準法及び建築基準法施行令の規制緩和を行うこと。

14. 福祉医療費の現物給付化に伴う国庫負担金減額調整措置の廃止について

子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、現物給付化実施のため福祉医療費全般において減額調整措置を廃止すること。

15. 社会的養育推進の拡充について

児童が、児童養護施設を退所した後に安定した生活を維持できるよう、経済的支援及び退所後のアフターケア事業を拡充すること。

16. 子ども医療費助成制度の創設について

子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、全国統一基準による制度を創設するなど、国の責任において制度化すること。

17. 成年後見制度の報酬等に係る扶助費の支給について

生活保護受給者で成年後見制度を利用している者に対して、後見人に支払う報酬相当額を扶助費として支給すること。

18. 無料低額調剤について

生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方を担う薬局についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう法整備を行うこと。

19. 障害者総合支援法に基づく事業への支援について

- (1) 地域生活支援事業（意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業等）を都市自治体が今後も安定して実施できるよう、事業実績に見合った補助金を確実に交付すること。
- (2) 国の障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針に即した施設整備計画を着実に推進し、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が身近な地域で支援を受けることができるよう、社会福祉施設等施設整備費補助金について、十分な財政措置を講じること。

20. 障がい者（児）歯科医療の充実について

歯科健診、歯科治療に取り組む病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障がい者

加算等の診療報酬を大幅に増額すること。

2 1. アスベストによる健康被害対策について

- (1) アスベスト健康被害に関しては、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。
- (2) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

2 2. 新型コロナウイルス感染症に係る支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応している公立病院に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を継続するなど、公立病院の減収及び新型コロナウイルス感染症対応に必要な体制の充実に対する特段の財政支援を継続的に講じること。
また、医師などの医療従事者に対しては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（慰労金）などによる支援の更なる充実を図るとともに、令和3年10月1日以降においても財政支援を継続すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に貢献する地域の診療所などが、より安定的に医療提供をしていくため、保健所からの要請に応じて発熱患者の診療及び検査を担っている診療・検査医療機関への診療実績に応じた支援を継続すること。
また、地域医療を支える診療所などに対するコロナ禍で損失した医業収入を補填すること。
- (3) 感染拡大や重症化に伴う医療提供体制の強化により医療機関の財政負担が増加していることから、新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者等に対する手当などの処遇面に係る経費に充当可能な交付金等の財政支援を講じること。
- (4) 現在、国は「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」により、都道府県を通じて医療機関に対し様々な支援を行っているが、今後、一定の収束を迎えたとしても引き続き対策を講じていく必要があることが見込まれる。そのため、医療機関における特別な勤務体制、感染対策その他の多岐にわたる工夫や取組を恒久的に評価する仕組みとして、診療報酬に「(仮称) 新型コロナウイルス感染症診療体制確保加算」といった加算を新設し、令和4年度診療報酬改定で措置すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）及び介護保険の保険料の減免に対する財政支援については、全額国費による財政支援を継続すること。

第4 都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

(内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

1 社会資本整備総合交付金の拡充について

- (1) 道路整備及び市街地再開発事業等における社会資本整備総合交付金について、社会資本整備が計画的に進捗するよう地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。
- (2) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。
- (3) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費を、補助対象とすること。

2. 道路橋梁事業の整備促進等について

- (1) 生活に密着した県道、市道整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
- (2) 道路メンテナンス事業等について、継続的かつ十分な財政支援と技術的支援を行うこと。
- (3) 名豊道路は、完成自動車の国際ハブ港である三河港と輸送機械等の生産拠点を結ぶ重要な東西軸道路であるため、2024年度の全線開通に向けて整備促進を図るとともに、暫定2車線区間の4車線化に向けて整備を加速すること。
- (4) 西知多道路は、国際拠点空港である中部国際空港と高速自動車国道とを直結する道路で、国が責任を持つべき道路であり、また、リニア中央新幹線の名古屋駅とも繋がる重要な道路であることから、2027年度までに整備するため、事業中区間の整備促進や未事業化区間の早期事業化を図ること。
- (5) 名岐道路は、名古屋と岐阜との交流・連携強化に資する重要な道路であるため、早期実現に向けて、直轄調査を推進すること。
- (6) 三遠南信自動車道は、県境を越えた広域連携の軸となって広域道路ネットワークを形成することから、早期整備を図ること。
- (7) 浜松湖西豊橋道路は、物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持ち、広域道路ネットワークの効果をさらに高める重要な道路であるため、早期実現に向け直轄調査を加速すること。
- (8) 国道41号名濃バイパス、国道153号豊田北バイパス、国道155号豊田南バイパス及び国道302号など、名古屋都市圏における広域道路ネットワークの早期整備

を推進すること。

- (9) 一宮西港道路や名古屋三河道路は、計画の早期具体化に向けた取組を推進すること。
- (10) 本県内において事業中・計画中の高規格幹線道路、地域高規格道路をはじめ、県内都市間を結ぶ幹線道路網の早期整備を図ること。

3. 港湾施設の機能強化に向けた整備促進について

三河港の物流機能を強化するため、臨港道路東三河臨海線をはじめとする三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線、名豊道路（全線開通及び4車線化）など）及び「第6次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設（神野地区防波堤（北）など）の早期整備を進めること。

4. 水道施設等の長寿命化、耐震化、老朽化に対する財政支援の拡充等について

- (1) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金については確実な財源の確保に努めるとともに、補助要件における資本単価の緩和又は撤廃など制度の拡充を図ること。
- (2) 水道施設等の耐震化、老朽化対策を図るための生活基盤施設耐震化等交付金の交付率の引上げ及び採択基準の緩和をすること。
また、施設の長寿命化に対する財政支援を新設すること。

5. 下水道事業等への財政支援について

- (1) 下水道は、社会の基幹的インフラとして重要な施設であり、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、下水道事業における浸水・地震・老朽化対策など国土強靱化のための対策について、計画的かつ継続的に事業を遂行していくことができるよう社会資本整備総合交付金を継続して交付するなど、必要な財源の確保を行うこと。
- (2) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を、流域下水道事業と同様とすること。
- (3) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。
- (4) 既存の下水道施設の改築を確実に実行していくため、国庫補助制度を今後も堅持すること。

6. 公共施設等適正管理推進事業債について

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく事業が確実に実行できるよう、令和3年度までとされている対象期間を延長するとともに対象施設を拡大すること。
- (2) 災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するとともに、耐震化未実施等の対象要件の緩和及び地方財政措置を継続すること。

7. リニア中央新幹線事業の推進について

リニア中央新幹線の東京・大阪間全線の早期開業を実現するため、財政投融资による支援等を継続実施していくこと。

8. 新たな都市計画制度等の設計について

人口減少による社会構造の変化が進む中、地方分権の観点から、都市政策・まちづくり施策の推進において法制度の見直しや許可基準等の柔軟な運用など、地域の実情に合わせた新たな都市計画制度等の設計を地方と一体となって取り組むこと。

9. 地方都市における市街地再開発事業の促進について

民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

10. 公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件の緩和について

住民の交流の場や防災等の多面的な機能や役割を果たす都市公園について、適切に管理されている公園施設の改築及び都市公園ストックの機能や配置の再編事業において、補助対象となる面積要件を緩和すること。

11. 歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

歴史まちづくり事業に関しては「歴史的風致維持向上計画」の認定により利用できる支援制度は広がるが、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

12. 空き家対策の推進に係る財政支援の拡充について

- (1) 年々増加している空き家に係る対策を促進するため、空き家対策総合支援事業について特定空家等に対する行政代執行や略式代執行の除却費用に対する補助率の嵩上げなど財政支援の拡充を行うこと。

- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（第15条）による財政上及び税制上講じる措置等について、空き家等の所有者等の経済的負担の軽減を図るため、除却費用に対する補助や地方交付税制度の一層の拡充など財政的措置を講じること。

1 3. 住宅・建築物アスベスト改修事業の補助対象要件の拡充について

公共施設等の老朽化が課題となる中、大気汚染防止法の改正により石綿含有仕上塗材等が規制の対象に含まれたことに伴い、除却に要する費用に対しても国費による財政支援の対象となるよう社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）の補助対象要件を拡充すること。

1 4. 生活循環整備に係る支援制度について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、施設の設置主体や規模に関わらず補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、老朽化による更新についても補助対象とすること。また、汚水処理率向上のため、浄化槽整備事業に係る循環型社会形成推進交付金を継続して交付すること。
- (2) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和するとともに、合併浄化槽の更新に対しても補助対象とするなど財政支援を行うこと。
- (3) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、管渠も補助対象とするよう、制度を拡充すること。

1 5. 地域公共交通に対する支援について

- (1) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源の確保及び地域内路線についても財政支援を行うこと。また、長期化する新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑み、令和4年度以降も要件の緩和など弾力的な対応とすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、鉄道・バス・タクシー等公共交通の利用者数が大幅に減少し、経営状況がひっ迫する中で、市民の交通手段として欠かせない地方の公共交通事業者の維持存続のための支援制度を早急に創設するとともに運行経費に対する財政支援など直接的な支援策を講じること。

1 6. 太陽光発電設備の普及促進について

太陽光発電設備の普及率向上に向け、太陽光発電設備を整備する住宅を対象とした補助制度を創設すること。

17. 大規模な太陽光発電施設に係る法整備の充実について

所有者が不明となった大規模な太陽光発電施設の処分等について、事業者業界全体で責任を負うような仕組みづくりを早急に検討すること。

18. 食品ロス削減推進計画に係る支援について

食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの改善に向け取組を加速させていくため推進啓発に係る経費に対する補助制度を創設すること。

19. プラスチック資源循環促進に係る支援について

プラスチック資源循環促進法が施行されることに伴い、プラスチック廃棄物の分別収集及び再商品化検討の促進等、事業化に向けた調査、計画策定、施設整備など、初期投資に係る経費を支援する補助制度を創設すること。

20. 農林業の振興施策の充実強化について

- (1) シイタケ等の特用林産物栽培については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金について、酒造好適米も交付の対象とすること。

21. 新型コロナウイルス感染症拡大に係る財政支援等について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るために、事業者が事業を継続するための支援を行うとともに、ポストコロナにおける消費喚起施策や新しい生活様式への対応に係る財政支援を拡充すること。

22. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援の更なる実施について

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた事業者等への支援について、持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給や雇用調整助成金の更なる延長とともに、月次支援金の対象要件の緩和等、支援制度を充実すること。特に、深刻な影響を受けている観光・宿泊事業者への給付金支給等の直接的な財政支援を行うこと。

23. 融資制度に係る無利子期間、元金返済据置期間終了後の資金繰り支援について

コロナ関連の融資制度を利用している中小企業・小規模事業者が、元金返済の据置期間及び実質無利子期間などの終了後に、順調に借入を返済し、事業を継続できる資金

繰り支援を行うこと。

24. 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就労支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者が、速やかに再就労できるよう継続的な支援策を講じること。

25. 地籍調査事業の推進について

まちづくりの推進や災害時における復旧の迅速化等に有効な地籍調査事業を安定的かつ計画的に実施できるよう、調査結果に基づく地籍図及び登記簿の修正等を速やかに行うこと。

26. 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

- (1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- (2) ハザードマップの作製など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

27. 商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

商店街が行う共同施設（アーケード、アーチ、防犯カメラ）の整備・補修・撤去への支援に必要な財政措置を講じること。

28. 雇用外国人のための日本語教育など、研修を実施する企業への支援体制の構築について

令和2年、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針が閣議決定され、「事業主は、雇用する外国人及びその家族に対し、日本語学習機会の提供等の支援に努めること」と明記されたことから、事業主が国及び自治体と連携し、その責務を実現するため、国による企業への支援体制を構築すること。

29. 国際観光旅客税を財源とした対象事業の拡充等について

観光先進国の実現とアフターコロナを見据えた観光基盤の拡充・強化を図るため、安定的な観光財源の確保、各種事業の維持・継続及び対象事業を拡充すること。

30. 農業用水路の廃止制度の整備について

農地の減少に伴い利用されなくなった農業用水路は、管理者の不在から適切な維持管理がなされず、老朽化による崩壊、陥没などの事故が発生していることから、農業用ため池と同様、施設廃止制度を整備すること。

31. 森林計画区域外での森林整備に係る補助制度の創設について

局地的な豪雨等による被害の減少を図るため、住民生活には欠かせない道路などに面した森林整備に係る支援制度を創設すること。

32. 豚熱（CSF）発生時の防疫方法の見直しについて

家畜伝染病予防法第16条第1項に定める豚熱（CSF）発生時の全頭殺処分の規定は、ワクチン接種を行っていないことを前提としたものであり、ワクチン接種を有効なものとするため、豚熱発生が確認された豚舎のみ殺処分の対象とするなど、制度を見直すこと。

また、豚熱ワクチン接種に関して事業者の負担減となるよう財政支援を拡充すること。

33. 公衆浴場事業者の経営安定化対策について

公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っていることを踏まえ、公衆浴場事業者の経営安定化のための支援制度を創設すること。

第5 教育・文化施策の充実強化について

(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省)

1. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。
- (2) 児童生徒一人ひとりに向き合い、きめ細かな対応を可能にするため、公立小中学校における1学級当たりの上限人数引下げ(35人学級)の早期実現と専科教員の増員、「不登校対応コーディネーター」の新設等、教職員の配置を拡大すること。
また、配置の拡大に当たっては、加配定数(日本語指導、児童生徒支援、少人数指導等)からの振替等によることなく、多様な教育課題の対応に必要となる人員を的確に捕捉したうえで加配定数に反映させるとともに正規教員に業務を担わせること。
- (3) 小学校外国語(英語)科の実施に合わせ、英語を母国語とする指導助手(ALT)を、県費負担職員として配置できる制度を創設すること。

2. 児童生徒への支援の充実について

- (1) 児童生徒一人ひとりにあったきめ細かな対応を実現するために、学校教育現場における様々な課題解決につなげていけるよう、児童生徒の特性に応じた対応のために学習指導員、学力保障や安全安心な学習環境確保のためにスクール・サポート・スタッフ、教職員をサポートする外部人材など、人的支援を拡充すること。
- (2) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に5人程度に引き下げる。また、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (3) 特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、教員、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。
- (4) 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための人的配置については、地方交付税措置がなされているものの、普通学級に在籍する支援を要する子どもたちの増加、多様化する支援内容に対応するため、更なる財政措置を講じること。
- (5) 基本的な生活習慣が身に付いていない小学校低学年の児童の増加に対し、支援員等が確実に配置できるよう、財政的支援を行うこと。
- (6) 切れ目のない支援の実現に向けて医療的ケア及び重度肢体不自由の子どもが地域の学校に就学するなどインクルーシブ教育を推進するにあたり、医療的ケアを行う看護師の配置や必要となる学習支援機器導入などの環境整備に係る事業費補助に対し、財政支援の更なる拡充を行うこと。

3. 外国人児童生徒への支援の充実について

- (1) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室の設置運営に当たり、事業に対する補助の継続及び拡充を図ること。
- (2) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、特別な教育課程を編成している学校以外でも配置できるよう国が責任を持って対応するとともに、都市自治体が行う外国人指導助手（ALT）や支援員の配置に対して人的及び財政的支援を行うこと。
- (3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への教育推進のために、日本語指導及び通訳業務に係る人的配置を充実すること。

4. いじめ防止対策について

- (1) いじめ問題への未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家(弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等)の確保について、財政措置を講じること。
- (2) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブル未然防止のための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

5. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) G I G Aスクール構想を持続可能なものとし、自治体間の教育に格差が生じることのないよう、端末整備完了後においても、予備端末や教育用ソフトウェア等に係る費用、ネットワーク通信料や関連機器の保守等に係る費用及びタブレットや校内ネットワーク機器の更新に係る費用について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (2) 子どもたち一人ひとりに個別最適化された学習環境を保障するため、家庭学習における通信費等の運用に必要な経費、効果的な指導を実現するための教職員用のタブレット端末及び周辺機器の導入経費への財政支援を行うこと。
- (3) LTE通信に対応する学習者端末等を導入できるよう、LTEモデルタブレット端末の運用に係る費用（ランニングコスト）等への財政支援を行うこと。
- (4) LTE通信利用に係る月額通信料がランニングコストの大部分を占めるため、通信事業者に対し、月額通信料を減額するための料金体系を整備するよう働きかけること。
- (5) 学校へのICT支援員の配置に係る費用については、地方交付税による財政措置ではなく、補助金として財政措置を講じること。また、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

6. 学校給食に関する制度の見直しについて

- (1) 児童生徒の健全な育成のためには、食育の推進は不可欠であり、特に、栄養バランスに配慮した学校給食の提供は、子どもたちの心身の発達や健康を支えていくためにも重要である

ため、義務教育における学校給食の無償による提供を制度化すること。

- (2) 学校給食のより一層の充実と食育の推進、アレルギー疾患のある児童生徒に対応するため、栄養教諭等の配置においては、実態に見合う人員が確保できるよう公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を見直すこと。

7. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 公立小中学校施設の老朽化や長寿命化対策、トイレ改修などの各種環境改善に係る施設整備を計画的かつ確実に進め、良好な教育環境と防災機能を維持できるよう、公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金の継続的な予算の確保に加え、実態に即した補助単価への引上げ、補助率の引上げ、補助要件の緩和による財政支援を拡充するとともに、当初予算での財源を確保すること。
- (2) 35人学級実施に伴い教室不足が生じる学校について、普通教室不足に対応するための特別教室の小規模改修など、増築のほか改修等の対応を行うため、補助制度の創設や学校施設環境改善交付金における財政支援対象の拡充など、財政支援を行うこと。
- (3) 学校施設環境改善交付金において、屋上防水のみや外壁改修のみなど部位別の改修が交付対象となるよう交付基準の見直しを行うこと。
- (4) 教育環境の改善のため、学校トイレ洋式化を推進し、短期間で事業を完了する必要があることから、学校施設環境改善交付金の優先採択を行うこと。
- (5) 学校施設における子どもたちの環境を改善するため、特別教室等への空調整備及びトイレ改修の大規模改造を着実に実施できるよう、学校施設環境改善交付金の財源確保及び継続的な財政支援を行うこと。
- (6) 学校給食に係る施設整備について、計画的な更新の促進を図るため、設備の更新に対する補助制度を創設するとともに、増築を伴わない改修についても補助対象とすること。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒作業等への職員の負担を軽減し子どもの学びに注力できるよう、小中学校と同様に、幼稚園におけるスクール・サポート・スタッフ等の人的配置への財政支援を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行等を中止した場合に発生するキャンセル料に対する支援を講じること。

9. 補欠の教育長の任期について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は

「補欠」にあたらぬとする柔軟な解釈をすることができるということ。